

別表（第3条－第5条関係）

| 種目 | 品目 | 公費負担 限度額 (円) | 身体障 がい者 | 身体障 がい児 | 知的障 がい者 | 知的障 がい児 | 難病 患者等 | 対 象 者 | 性 能 等 | 耐用年数 (年) |
|---|-------------|--------------------|------------|------------|------------|------------|-----------|---|--|-------------|
| 介 護 ・ 訓 練 支 援 用 具 | 特 殊 寝 台 | 154,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 寝たきりで常時介護を要する下肢又は体幹機能障害2級以上で、3歳以上の者 ② 難病患者等 寝たきりの状態にある者 | 腕、脚等の訓練のできる器具を 附帯し、対象者の頭部及び脚部の 傾斜角度及び高さを個別に調整で きる機能を有するもの | 8 |
| | 訓 練 用 ベ ッ ド | 159,200 | | ○ | | | ○ | ① 身体障がい児 下肢又は体幹機能障害2級以上で、 3歳以上の者 ② 難病患者等 下肢又は体幹機能に障がいのある者 | 腕又は脚の訓練ができる器具を 備えたもの | 8 |
| | 特 殊 マ ッ ト | 19,600 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 寝たきりで常時介護を要する下肢又は 体幹機能障害1級で、3歳以上の者 ② 難病患者等 寝たきりの状態にある者 | じょくそうの防止並びに失禁等 による汚染及び損耗を防止するた め、マット（寝具）にビニール等 の加工をしたもの | 5 |
| | 特 殊 尿 器 | 67,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 常時介護を要する下肢又は体幹機能障 害2級以上で学齢期以上の者 ② 難病患者等 自力で排尿できない者 | 尿が自動的に吸引されるもの で、対象者又は介護者が容易に使 用し得るもの | 5 |
| | 体 位 変 換 器 | 15,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 下肢又は体幹機能障害2級以上で自 力で体位変換ができないため、介護者 の支援を要する学齢期以上の者 ② 難病患者等 寝たきりの状態にある者 | 空気パッド等を身体の下に挿入 することにより、対象者の体位を 容易に変換できる機能を有するも のであって、介助者が容易に使用 し得るもの | 5 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|--------|---------|---|---|--|--|---|--|--|---|
| 介護・訓練支援用具 | 訓練イス | 33,100 | | ○ | | | | ① 身体障がい児 下肢又は体幹機能障害 2 級以上の児童であって、原則として 3 歳以上の者 | 原則として附属のテーブルを付けるものとする。 | 5 |
| | 移動用リフト | 159,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 常時介護を要する下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、3 歳以上の者 ② 難病患者等 下肢又は体幹機能に障がいのある者 | 床走行式、固定式又は据置式であり、かつ、身体を吊り上げること等により、介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く。 | 4 |
| | 入浴担架 | 82,400 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、入浴に介助を要する 3 歳以上の者 | 対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 5 |
| 自立生活支援用具 | 入浴補助用具 | 90,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 下肢又は体幹機能障害 3 級以上で、入浴に介助を要する 3 歳以上の者 ② 難病患者等 入浴に介助を要する者 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8 |
| | 便器 | 4,450 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 下肢又は体幹機能障害 2 級以上で、学齢児以上の者 ② 難病患者等 常時介護を要する者 | 次のいずれかに該当するもの (1) 和式便器の上に置いて腰掛け式に変換するもの (2) 便座の上に置いて高さを補うもの (3) 居室での利用が可能で移動可能なもの | 8 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|------------------|--------|---|---|---|---|---|---|--|---|
| 自立生活支援用具 | 火災警報器 | 15,500 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 単一障がい2級以上の者で、火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発生し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 8 |
| | 自動消火器 | 28,700 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 単一障がい2級以上の者で、火災発生感知及び避難が著しく困難な障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 ② 難病患者等 火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの | 8 |
| | 頭部保護帽 | 12,160 | ○ | ○ | ○ | ○ | | ① 身体障がい者・児 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障がいあり、頻りに転倒する3歳以上の者 ② 知的障がい者・児 重度の知的障がいあり、てんかんの発作等により頻りに転倒するもの | スポンジ、革等を主材料に製作されたヘルメット型のもので、転倒の際に頭部を保護できる性能を有するもの | 3 |
| | 歩行補助つえ (一本つえ) | 3,150 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 下肢又は体幹機能障がいのある学齢児以上の者 | 対象者が容易に使用し得るもの。ただし、折り畳み式を除く。 | 3 |
| | 移動支援用具 | 60,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害3級以上で、家庭内の移動等において介助を必要とする3歳以上の者 ② 難病患者等 下肢が不自由な者 | 次の性能を有する据置きの手すり又はスロープ等であるもの ア 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安全性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8 |

| | | | | | | | | | | |
|----------|------------------|---------|---|---|--|--|---|---|---|----|
| 自立生活支援用具 | 特殊便器 | 151,200 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 上肢障害２級以上で排便後の処理が困難な学齢児以上の者 ② 難病患者等 上肢機能に障がいのある者 | リモコンのボタン操作により温水温風を出し得るもの又は対象者の介助者が容易に使用し得るもので温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8 |
| | 電磁調理器 | 41,000 | ○ | | | | | ① 身体障がい者 視覚障害２級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 音声ガイド機能及び点字による表示機能が附属し、対象者が容易に使用し得るもの | 6 |
| | 歩行時間延長信号機用小型送信機 | 7,000 | ○ | | | | | ① 身体障がい者 視覚障害２級以上で学齢期以上の者 | 電波を利用して、符号を送り、歩行者の前方の信号機の表示する信号が青色である時間を延長する機能を有するもの | 10 |
| | 聴覚障がい者用屋内信号装置 | 87,400 | ○ | | | | | ① 身体障がい者 聴覚障害２級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚できるもの（サウンドマスター、聴覚障がい者用目覚まし時計及び聴覚障がい者用屋内信号灯を含む。） | 10 |
| | 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 115,000 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 聴覚障害２級以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 文書情報を音声機能に変換して出力する機能を有するもの | 6 |
| | 視覚障がい者用拡大読書器 | 198,000 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障がいを有し、本装置により文字等を読むことが可能になる者（原則学齢児以上） | 画像入力装置を読みたいもの（印刷物等）の上に置くことで、拡大された画像をモニターに映し出す機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | 8 |

| | | | | | | | | | | |
|-----------|-----------------|--------|---|---|--|--|---|--|------------------------|----|
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | 51,500 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 じん臓機能障がいの程度が3級以上で、3歳以上の者 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 5 |
| | ネブライザー | 36,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 呼吸器機能障害3級以上で、3歳以上の者 ② 難病患者等 呼吸器機能に障がいのある者 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5 |
| | 電気式たん吸引器 | 56,400 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 呼吸器機能障害3級以上又は同程度の障がいを有し、医師の意見書により必要と認められる者 ② 難病患者等 呼吸器機能に障がいのある者 | 対象者及び介護者が容易に使用し得るもの | 5 |
| | 酸素ボンベ運搬車 | 17,000 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 対象者が容易に使用し得るもの | 10 |
| | 視覚障がい者用体温計（音声式） | 9,000 | ○ | | | | | ① 身体障がい者 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者のみの世帯及びこれに準ずる世帯 | 検温結果を音声等により伝える機能を有するもの | 5 |
| | 視覚障がい者用体重計 | 18,000 | ○ | | | | | ① 身体障がい者 視覚障害2級以上の者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む。）に属する者（ただし、1世帯につき1台のみとする。） | 計測結果を音声により伝える機能を有するもの | 5 |
| | 視覚障がい者用音声血圧計 | 15,000 | ○ | | | | | ① 身体障がい者 視覚障害2級以上の者のみの世帯（これに準ずる世帯を含む。）に属する者（ただし、1世帯につき1台のみとする。） | 計測結果を音声により伝える機能を有するもの | 5 |

| | | | | | | | | | | |
|---|--------------------------|---------|---|---|--|--|---|--|--|---|
| | 動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター） | 157,500 | | | | | ○ | ① 難病患者等 人口呼吸器の装着が必要な者 | 呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | 5 |
| 情報 ・ 意思 疎 通 支 援 用 具 | 携帯用会話補助装置 | 98,800 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 音声機能又は言語機能障がいを有する学齢児以上の者 | 携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、対象者が容易に使用し得るもの | 5 |
| | 情報支援用具 | 100,000 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 上肢機能障がい又は視覚障害3級以上で、学齢児以上の者 | 情報機器（パーソナルコンピュータ）を使用するに際して、障がい特性に応じて使用する必要のあるソフトウェアや周辺機器 | 5 |
| | 視覚障がい者用情報受信装置 | 29,000 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障害2級以上の者 | 地デジ受信機能、緊急地震速報等受信機能（自動電源機能）及び音声ガイドが付いたラジオ | 6 |
| | 点字器 | 10,400 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者 | 点字用紙を挟んで固定する板、点字を打つための定規及び点筆を組み合わせたもの | 7 |
| | 点字タイプライター | 63,100 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障害2級以上で、学齢児以上の者 | 点字に対応したレバーを叩き、点字のみで印字する機能を有するもの | 5 |
| | 点字ディスプレイ | 383,500 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級以上の者 | 文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの | 6 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|--|--------------------------------|---|---|--|--|--|--|--|----|
| 情報・意思疎通支援用具 | 視覚障がい者用ポータブルレコーダー ※録音再生機又は再生専用機若しくはテープレコーダーとし、重複しての給付は行わない。 | 89,800 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障害 2 級以上で、学齢児以上の者 | [録音再生機] 操作ボタンが音声等により知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの [再生専用機] 操作ボタンが音声等により知覚又は認識でき、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの [テープレコーダー] 点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、標準速度を半減することにより、通常の 2 倍又は 4 倍の時間の録音が可能な機能を有するもの | 6 |
| | 視覚障がい者用時計 | 触知式 10,300 音声式 13,300 | ○ | | | | | ① 身体障がい者 視覚障害 2 級以上の者（音声式は、原則として触知式時計の使用が困難なもの） | 対象者が容易に使用し得るもの | 10 |
| | 視覚障がい者用音声 IC タグレコーダー | 39,900 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障害 2 級以上で、学齢児以上の者 | 視力に障がいをもつ者の物の識別を容易にする製品であって、点字、凸線等により操作ボタンが知覚でき、かつ、IC タグその他の集積回路とアンテナを内蔵する物品の持つ識別情報を無線により読み取り、当該識別情報と音声データを関連付け、音声データに変換して出力する機能を有するもので、視覚障がい者が容易に使用し得るもの | 5 |

| | | | | | | | | | | |
|-------------|---------------|---|---|---|--|--|--|--|--|---------------------|
| 情報・意思疎通支援用具 | 聴覚障がい者用通信装置 | 71,000 FAX 30,000 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 聴覚障害3級以上又は音声機能障害3級以上若しくは言語機能障害3級以上で、コミュニケーション・緊急連絡等の手段として必要と認められる学齢児以上の者の属する世帯 | 一般の電話機に接続し得るもので、音声の代わりに文字等による通信が可能な機器であって、対象者が容易に使用し得るもの | 5 |
| | 聴覚障がい者用情報受信装置 | 88,900 (設置工事費は、給付対象外とする。) | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 聴覚障がい児・者のうち補聴器等によっては、テレビの視聴が困難な者の属する世帯 | 映像、字幕及び手話通訳付き番組並びに災害時の対象者向け緊急通報情報等を受信し、かつ、地上波放送に字幕及び手話通訳を合成する機能を有するもの | 6 |
| | 人工咽頭 | 笛式 5,510 笛式 (気管カニューレ付) 8,300 電動式 70,100 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 音声機能若しくは言語機能又はそしゃく機能障がいを有し、咽頭摘出等により発音が困難な3歳以上の者で、人工咽頭を使用することにより発音が得られるもの | [笛式]呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの [電動式]顎下部等に当てた電動板を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの(電池又は充電器を含む。) | 笛式 4 電動式 5 |
| | 点字図書 | 年間6タイトル又は24巻を限度 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 視覚障がい者・児で主に情報の入手を点字により得ている者 | 月刊・週刊等定期的に発行される雑誌類を除く点字の図書 | — |
| | 人工内耳用電池 | 2,500 (月額) | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 聴覚障がいを有し、人工内耳を装着している者 | 人工内耳装用者が人工内耳用を使用するもの(人工内耳装用が分かる書類(装用証明書等)が別に必要) | — |
| | 人工内耳用音声信号処理装置 | 300,000 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 ⑦ 聴覚障がいを有し、人工内耳を装着している者 ⑧ 購入する人工内耳用音声信号処理装置が医療保険の適用を受けない者 ⑨ 人工内耳用音声信号処理装置の購入後5年以上経過していること。 | マイクロホンで受信した音声をデジタル信号に変換する装置 | 5 |

| | | | | | | | | | | |
|------------|--|---------------------------------------|---|---|--|--|---|---|---|---|
| 排せつ管理支援用具 | ストーマ用器具 | 蓄便袋(月額) 8,858 蓄尿袋(月額) 11,639 | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 内部障がいを有し、人工肛門又は人工ぼうこうを設けている者 | ストーマ用品であって対象者が容易に使用し得るもの(ストーマ用品とは、収納袋、皮膚保護剤及び袋を身体に密着させるものをいう。) | — |
| | 紙おむつ ※特例としてストーマ用器具に代えて紙おむつを給付する場合に限る(原則としてストーマ用器具と重複しての給付は行わない。) | 24,000 (2箇月分) | ○ | ○ | | | | ① 身体障がい者・児 3歳以上であって、次のいずれかに該当する者 ①治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用器具を装着することができない者、先天性疾患(先天性鎖肛を除く。)に起因する神経障がいによる高度の排尿機能障がい又は高度の排便機能障がいのある者及び先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障がいのある者で、紙おむつを必要とするもの ②脳性麻痺等脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者 | 新規申請の場合は、医師診断書が必要 | — |
| 居宅生活動作補助用具 | 住宅改修費 ①手すりの取付け ②段差の解消 ③滑り防止、移動円滑化等の床又は通路面の材料変更 ④引き戸等への扉の取替え ⑤和式から洋式等への便器の取替え ⑥その他前各号に附帯して必要な工事 | 200,000 | ○ | ○ | | | ○ | ① 身体障がい者・児 下肢若しくは体幹機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい(移動機能障がいに限る。)を有する学齢児以上の者であって障がい等級3級以上のもの(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上のもの) ② 難病患者等 下肢又は体幹機能に障がいのある者 | 対象者の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの 対象者が現に居住する住宅(借家の場合は家主の承諾が必要)必要書類として、①住宅改修費給付申請書、②見積書、③カタログ図、④見取図、⑤改修前の写真(改修後にも写真を提出すること) ・給付は原則1回限りで、介護保険が優先 | — |

(注)

- 寝たきりで常時介護を要するとは、6箇月以上寝たきりで、入浴、排せつ及び食事その他日常生活動作全般において介護を要する状態が続いていることをいう。
- これに準ずる世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。
 - 障がい者・児本人を除く世帯員が学齢児以下であるもの
 - 障がい者・児本人を除く世帯員が介護保険法に基づく介護認定により要介護5と認定されているもの
 - 障がい者・児本人を除く世帯員又は障がい者・児本人いずれかが同一敷地外で別居しているもの
 - 障がい者・児本人が週7日において日中独居となるもの(日中とは、午前8時から午後5時までの時間帯をいう。)
 - その他市長が特に必要と認めた世帯